

令和8年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区港南二丁目15番2号 株式会社大林組 代表取締役 佐藤 俊美	令和8年4月16日から 令和8年5月15日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.4.16	当該業者及びその社員2名は、令和6年12月25日、山梨県南巨摩郡富士見川町におけるトンネル新設工事に関し、鯉沢労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日、鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
2	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号 東洋シャッター株式会社 代表取締役 岡田 敏夫	令和8年4月28日から 令和8年5月27日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.4.28	建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有していない者との間で締結していたことにより、令和8年2月24日に国土交通省近畿地方整備局から建設業法に基づく営業停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
3	独占禁止法違反行為	東京都江戸川区東葛西4丁目21番7号 共栄石油株式会社 代表取締役 西野 賀昭	令和8年5月26日から 令和8年11月25日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)	R8.5.25	軽油販売業者による価格カルテル事件について、独占禁止法違反の疑いで令和8年4月17日、公正取引委員会から検事総長に告発された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
4	独占禁止法違反行為	東京都千代田区麹町五丁目1番地 日本ハイウェイ・サービス株式会社 取締役社長 舟久保 公雄	令和8年5月26日から 令和8年11月25日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号 (独占禁止法違反行為) 第4条第3項	R8.5.25	首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為（不当な取引制限の禁止）を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
5	その他不正又は不誠実な行為	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 さいたま新都心LAタワー30F 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 知恵子	令和8年5月26日から 令和8年6月25日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第10号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.5.25	当該業者の代表取締役（当時）は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与したとして、令和8年3月27日、公職選挙法違反でさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

令和8年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
6	その他不正又は不誠実な行為	神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5 富士通Japan株式会社 代表取締役社長 長堀 泉	令和8年6月30日から 令和8年7月29日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.6.30	当該業者の元社員は、令和7年2月4日から同年3月25日、富士通Japanの事務所などで富士通の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
7	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵便株式会社 代表取締役社長 小池 信也	令和8年6月30日から 令和8年7月29日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.6.30	当該業者の元社員は、郵便物の回収業務の委託を巡り、入札で便宜を図る見返りに業者から賄賂を受け取ったとして、令和8年5月20日、日本郵便株式会社法違反(加重収賄)の疑いで警視庁に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。